

改正

平成20年8月29日告示第22号

令和2年1月31日告示第1号

中島村制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 中島村が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び中島村財務規則（昭和58年中島村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中島村が発注する工事に係る制限付一般競争入札の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計価格が5,000万円以上の公共工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害等の緊急を要する建設工事
- (2) 特殊な技術を必要とする建設工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか村長が、特に必要と認めた建設工事

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中島村の工事等請負有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から落札者決定の日までの間、中島村建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年中島村訓令第17号）による指名停止措置等を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。（工事請負資格の再認定を受けた者又はこれと同等の資格を有する者と村長が認定した者を除く。）
- (5) 次に掲げる要件を具備していること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

イ 対象工事の業種について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

(6) 対象工事ごとに定める、公告の工種で設計価格と同程度以上の公共工事实績があること。
ただし、工事発注件数の少ない工種及び特異な工事については別途定める。

(7) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 村長は、規則第112条の規定により、公告を行うものとする。

(入札参加の確認)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、前条各号に該当するか確認を受けなければならない。

(1) 制限付一般競争入札参加資格申込書（第1号様式）

(2) 制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）

(3) 建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し及び建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の写し

(4) その他村長が必要と認める書類

(入札保証金)

第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、規則第114条の規定により入札保証金を納入しなければならない。ただし、規則第115条第1項に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

(参加資格の喪失)

第7条 制限付一般競争入札に参加しようとする者で、第3条の参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付一般競争入札に参加させてはならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するに至ったとき。

(2) 第4条の規定による提出のあった同条各号に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(設計図書等の閲覧)

第8条 対象工事の設計図書等は、閲覧期間中に設計図書閲覧（貸出）申請書（第4号様式）によ

り閲覧又は貸出しするものとする。

2 設計図書等について質問がある場合は、第1項の閲覧期間中に設計図書質問書（第5号様式）により、村長に質問することができる。

3 村長は、前項質問事項に対し、質疑応答（第6号様式）により回答するものとする。

（積算内訳書の提出）

第9条 制限付一般競争入札に参加する者は、対象工事の入札の際、積算内訳書（第7号様式）を提出しなければならない。

（入札の方法）

第10条 入札の実施に当たっては、施行令第167条の10第1項の規定に基づき、最低制限価格を設定するものとする。

2 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、規則第119条の2の規定により直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。

3 再入札は、1回に限りこれを行う。

4 第2項の規定による再入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約へ移行する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

前 文（抄）（平成20年8月29日告示第22号）

平成20年9月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日告示第1号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。